

前金	部分払
有	0回

平成28年度
北ス振 第1号

古道公園内テニスコート改修工事設計書

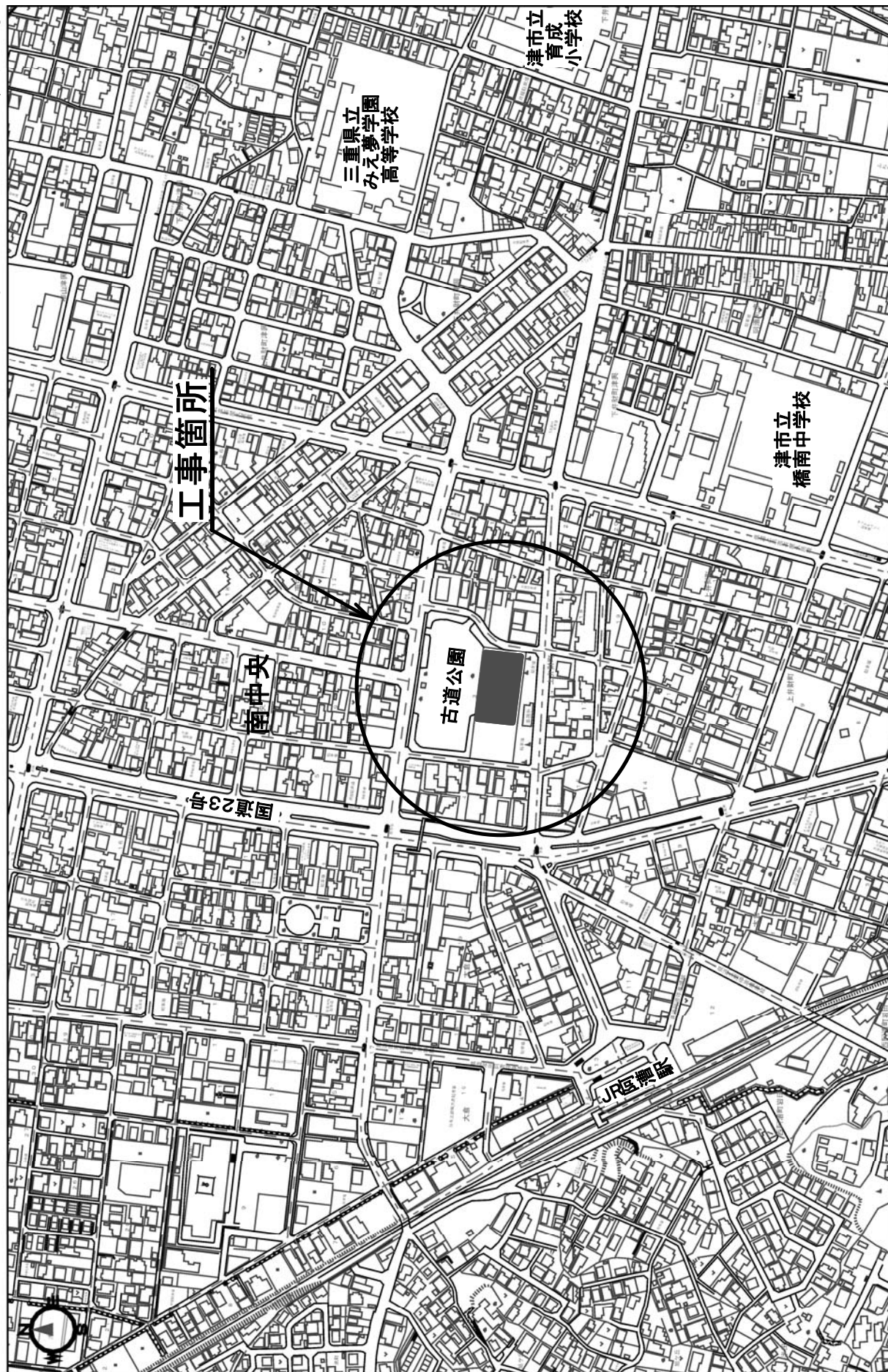
工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市
建設部津北工事事務所

平成 28 年度		北ス振 第 1 号		工 事 設 計 書	
施工場所	津市南中央地内				
工事名	古道公園内テニスコート改修工事				
設計額	(うち消費税等相当額)				
工 期	平成28年 9月 8日限り				
長	—	巾	—		
工 事 の 大 要					

グラウンド・コート用舗装工 2160m²

位置図



設計内訳表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
グラウンド・コート整備				式	1.000			
グラウンド・コート舗装工				式	1.000			第 0001 号 明細表
構造物撤去工				式	1.000			
グラウンド・コート用舗装撤去工				式	1.000			第 0002 号 明細表
直接工事費計								
間接工事費								
共通仮設費								

設計内訳表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
共通仮設費 (率計上額)				式	1.000			
共通仮設費計				式	1.000			
純工事費				式	1.000			
現場管理費				式	1.000			
工事原価				式	1.000			
一般管理費等				式	1.000			
工事価格				式	1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式	1.000			
本工事費計				式	1.000			

第 0001 号 明細表 グラウンド・コート用舗装工							1 式		
							(上段 : 前	回	下段 : 今
							摘要		
名称	規格	単位	数量	単価	金額	第0001号単価表			
人工芝舗装		m2							
砂入り人工芝	t=19mm		2,160.000						
下地処理		m2						第0002号単価表	
アスファルト系エマルジョン	0.25kg/m2		480.000						
合計									

第 0002 号 明細表 グラウンド・コート用舗装撤去工							1 式		
							(上段 : 前	回	下段 : 今
							摘要		
名称	規格	単位	数量	単価	金額	第0003号単価表			
人工芝撤去		m2							
砂入り人工芝 (オムニコート)	t=19mm		2,160.000						
廃材運搬処分		m3						第0005号単価表	
砂入り人工芝			41.000						
合計									

SJ0010 人工芝舗装 砂入り人工芝 t=19mm		第 0001 号単価表 100 m ²			当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
人工芝						
PP W=4.07m t=19mm 11000tex以 上/株 970g/m ² 以上	m ²	100.000				
ジョイントテープ						
ポリエステル W=250	m	32.900				
接着剤						
合成樹脂製接着剤	kg	8.200				
充填目砂						
粒調特殊硅砂	kg	2,600.000				
副資材						
	式	1.000				
土木一般世話役						
	人					
特殊作業員						
	人					
普通作業員						
	人					

SJ0010 人工芝舗装 砂入り人工芝 t=19mm		第 0001 号単価表 100 m ² 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械器具損料 砂散布機等	式	1.000			
合 計	m ²	100.000			
単位当り	m ²	1.000 当り			

SJ0020 下地処理 アスファルト系エマルジョン 0.25kg/m ²		第 0002 号単価表 100 m ²		摘要		当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					
特殊作業員	人					
普通作業員	人					
下地処理材						
アスファルト系エマルジョン(SL910-A)	kg	25.000				
合 計	m ²	100.000				
単位当り	m ²	1.000	当り			

SJ0030 人工芝撤去 砂入り人工芝 (オムニコート) t=19mm		第 0003 号単価表 100 m2		摘要	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
ホイールローザ運転	時間				第0004号単価表
合 計	m2	100.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

SJ0110 ホイールローザ運転

第 0004 号単価表		1 時間		当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊運転手	人				
ホイールローダ機械損料 排出ガス対策型	時間				
合 計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000 当り			

SJ0120 廃材運搬処分 砂入り人工芝		第 0005 号単価表 10 m3				当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
廃材運搬 砂入り人工芝	m3	10.000					
人工芝処分 砂入り人工芝	m3	10.000					
合 計	m3	10.000					
単位当り	m3	1.000	当り				

平成28年度北ス振第1号
古道公園内テニスコート改修工事

数量総括表

レベル1 : グラウンド・コート整備

工 事 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
グラウト・コート 整備					式	1	
	グラウト・コート 舗装工				式	1	
		グラウト・コート 用舗装工			式	1	
			人工芝舗装	砂入り人工芝 t=19mm	m2	2160	オムコート同等品以上
			下地処理	アスファルト系エマルジョン	m2	480	
	構造物撤去工				式	1	
		グラウト・コート 用舗装撤去工			式	1	
			人工芝撤去	砂入り人工芝(オムコート) t=19mm	m2	2160	
			廃材運搬処分	砂入り人工芝(オムコート)	m3	41	

数量計算書

(グラウンドコート整備)

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び計算式)	単位	数量
グラウンドコート 舗装工	グラウンドコート 用舗装工	人工芝舗装	砂入り人工芝(オムニコート同等品以上) t=19mm 図面より $A = 2161.28$	m2	2161.3
		下地処理	アスファルト系エマルジョン 0.25kg/m2 図面より $A = 480.00$	m2	480.0
構造物撤去工	グラウンドコート 用舗装撤去工	人工芝撤去	砂入り人工芝(オムニコート) t=19mm 図面より $A = 2161.28$	m2	2161.3
		廃材運搬処分	砂入り人工芝(オムニコート) $V=2161.28 \times 0.019 = 41.06$	m3	41.1

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成24年7月）に準じて行うものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成24年7月）に優先する。
		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。
		<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	<input checked="" type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。
		<input checked="" type="checkbox"/> 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	施工体制台帳	<input checked="" type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内の境界の確認の測量を行い、その結果を監督員に報告するものとする。
		<input type="checkbox"/> 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<input checked="" type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。
		<input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。
排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。	<input type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。	
工程	関係機関協議	<input type="checkbox"/> 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
		<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。
	官公庁への手続性等	<input type="checkbox"/> 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
		<input type="checkbox"/> 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
		<input type="checkbox"/> 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。
		<input type="checkbox"/> 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。
		<input type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
		<input type="checkbox"/> 官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、鉄、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。
		<input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
		<input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。

（注）上記条件及び内容の印刷当接編は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別添協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
安全対策	<p>工事中の安全確保</p>	<p>□ 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p>☑ 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p>□ 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p>□ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p>□ 工種（ ）において、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p>□ 工種（ ）において、事前に（ ）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p> <p>☑ 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。</p> <p>□ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。</p>
交通安全管理	<p>交通安全管理</p>	<p>☑ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差点道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。</p> <p>□ 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p>□ 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p> <p>□ 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。</p>
環境対策	<p>環境対策</p>	<p>☑ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に防塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p>□ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p>
資料作成	<p>提出書類</p>	<p>☑ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</p> <p>☑ 完成写真（着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数2部 用紙サイズ：A4）</p> <p>☑ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</p> <p>☑ 受注者は、工事に使用する次の材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、砕石（新材）等 ・監督員が提出を求めたもの
部分下請負通知書	<p>部分下請負通知書</p>	<p>☑ 受注者は、工事の一部において下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。</p> <p>□ 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。</p> <p>☑ 受注者は、工事の一部において建設業に限らず下請け（測量、交通誘導警備員、家庭調査等）させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。下請負の内訳には主任技術者を作業責任者と読み替えて記載するものとする。なお、下請業者の当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>

（注）上記条件及び内訳の印刷当接欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分		中区分		小区分（条件及び内容）	
関連する事項	前金支払いに関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金の額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>受注者は、監理技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜名札の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主任・監理技術者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80px;"> <p style="text-align: center;">写真 2cm×3cm</p> </div> <p style="text-align: center;">氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印</p> </div> <p>注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2）所属会社の社印とする。</p>		
その他	部分使用	<input checked="" type="checkbox"/>	部分使用箇所（テニスコート）		
	部分引渡し	<input type="checkbox"/>	部分引渡し指定部分（別途説明書に記載）		
	巡回	<input type="checkbox"/>	巡回		
	その他	<input type="checkbox"/>	その他		

（注）上記条件及び内容のし印当詳細は、工事において制約を受ける事となるので明示する。変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（全工種（現場施工）） 施工時期及び施工時間（平成28年8月4日から平成28年8月26日の期間内において現場施工に着手し、また、現場施工を完了させること） 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から（ ）日間に変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input checked="" type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 調査費（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 指定路線（ <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ ）人（うち交通誘導警備員A（ ）人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> ・制限を受ける工種（ ） <input type="checkbox"/> ・制限内容（ ） <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該権限は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 2

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	経路及び使用期間の制限内容 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 用地及び構造 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 安全施設 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議）
仮設関係	<input type="checkbox"/> 仮設の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 転用あり（ <input type="checkbox"/> 回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ） 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） 施工方法（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）	残土処分（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 残土整地 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 別途協議） 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> km） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> その他（廃プラ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> km） 運搬距離（L = <input type="checkbox"/> km） 【注：その他の項目（ <input type="checkbox"/> ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。】 <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 頃 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）） 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
 平成27年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 3

明示項目	明示事項	条件及及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュチャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 瑞場養生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成24年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（適用：平成27年 9月17日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 <input checked="" type="checkbox"/> その他（屋外体育施設の建設指針・平成24年改訂版（財）日本体育施設協会）、テニスコートの建設マニュアル（財）日本テニス協会））	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
 平成27年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 4

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、費社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CAL S電子納品運用マニュアル（平成 24年 7月改訂）を適用
産業廃棄物税		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されたいないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生システム）にデータを入力すること。なお、工事完成後に発注者が建設副産物情報交換システムへの入力データの訂正等を依頼した場合などには、受注者の責任において適切に処理を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該権限は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
 平成 27 年 9 月

人工芝舗装（砂入り人工芝）に関する特記仕様書

1. 技術者の配置

人工芝舗装（砂入り人工芝）の施工にあたっては、安全且つ高度な平坦性及び適度な弾力性等、高度な施工を要求されるため、屋外体育施設の専門知識を有すると共に、その建設に精通する下記の有資格者のいずれかを配置するものとする。

また、配置する技術者については、施工に先立ち資格証の写しを提出すること。

- ①体育施設管理士（公益財団法人 日本体育施設協会）
- ②運動施設施工技士（一般社団法人 日本運動施設建設業協会）
- ③登録運動施設基幹技能者（一般社団法人 日本運動施設建設業協会）

2. 適用図書等

本仕様書及び三重県公共工事共通仕様書に記載されていない事項については、下記の図書に基づき施工するものとする。

- ①屋外体育施設建設指針・平成24年改訂版
（公益財団法人 日本体育施設協会）
- ②テニスコートの建設マニュアル
（公益財団法人 日本テニス協会）

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。